

議案六二二九号

専決処分報告について

公営三朝ユースホステル事業実施のため、公営三朝ユースホステル事業について特別会計を設置したるを、地方自治法六百七十九条の三項の規定により承認を求める

昭和三十八年十一月三十日 報告

三朝町長 坂出雅己

昭和卅八年拾月卅日承認

三朝町議会議長

矢田秀雄



特別会計設置について

公営三朝エスホテル事業実施のため、昭和三十八年度より公営三朝エスホテル事業について特別会計を設置する。

昭和三十八年八月三十一日専決

三朝町長 坂出雅己